

第22期
第14回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和3年7月26日(月) 午後15時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(10名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎 | 2. 新野 清 | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹 | 5. 鈴木 政司 | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一 | 8. 齋藤永治郎 | 9. 欠 席 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	橋本 達也
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3 議案第 61号	農地法第3条の規定による許可について
日程第4 議案第 62号	農地法第5条の規定による許可について
日程第5 議案第 63号	農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第 64号	地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地の地目変更について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第14回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は10名であります。丸川委員より欠席の通告があります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 はい、議長。

議 長 はい、大木事務局長。

大木事務局長 はい。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、
5番 鈴木政司委員 10番 村上浩康委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 議案第61号 「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。

議案第61号 「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号 1

申請人 譲受人 長井市緑町 1 4 番 1 5 号 ヒーローマンション蔵 3 0 1 号

柴田 正明

譲渡人 白鷹町大字鮎貝 3 2 5 4 番地

内山 敏朗

土地の表示

所 在 大字鮎貝字中堰川原
地 番 8 6 0 番地 3
地 目 畑
地 積 1, 7 0 4 m²
経営面積 6, 4 2 4 m² (取得前)
8, 1 2 8 m² (取得後)
契約の種類等 所有権の移転 (売買)
対価 (10 a 当り) 総額 7 0, 0 0 0 円
他 4 件。
説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。
1 番案件について 3 番 伊勢亀崇男委員よりお願いいたします。

伊勢亀崇男委員 はい、議長。

議 長 はい、伊勢亀委員。

伊勢亀崇男委員 1 番案件について調査のご報告をいたします。

7 月 1 6 日、わたくしと、安彦 強 農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター 1 台、耕運機 1 台、軽トラック 1 台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は本人、妻とも 4 年の経験があり問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は 8, 1 2 8 m²です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。2番案件及び3番案件について、8番 齋藤永治郎委員よりお願いします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 2番案件について調査の報告をいたします。

7月20日、わたくしと、紺野正光 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、大型草刈機1台、噴霧器1台、自動キャリア1台、耕運機1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、父とのことです。

技術は本人、父とも8年の経験があり問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は18,109㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

つづきまして、3番案件について調査のご報告いたします。

7月18日、わたくしと、紺野正光 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、父、母とのことです。

技術は本人30年、父母ともに60年の経験があり問題ないと思われま

す。萩野地内に一部遊休農地がありますが、今後、解消します。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は17,220㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。4番案件及び5番案件について、事務局よりお願いいたします。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 4番案件及び5番案件について調査の報告をいたします。

いずれも農業者年金に係る案件となり、期間満了に伴う再設定となります。機械の所有状況、労働力の確保及び技術などの要件は、いずれも満たしていることを、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から5番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から5番案件について、許可することに決しました。

日程第4 議案第62号 「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第62号 「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号 1

申請人 譲受人 白鷹町大字十王 2 1 番地 1
株式会社佐竹成型 代表取締役 佐竹 哲
譲渡人 白鷹町大字十王 1 0 0 番地 2 五十峯 正弘

土地の表示

所 在 大字十王字松原前
地 番 2 0 番地 1
地 目 田
地 積 7 8 8 m²

もう1名の譲渡人でございます。

譲渡人 白鷹町大字畔藤 6 4 5 番地 衣袋 美枝子

土地の表示

所 在 大字十王字松原前
地 番 1 5 番地 1
地 目 田
地 積 3 7 4 m² 他 1 筆
契約の種類等 所有権の移転（売買）
転用目的 駐車場
備 考 併用地 原野 7 1 m²
説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。
1 番案件について、8 番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 1 番案件について、調査のご報告をいたします。

7 月 1 7 日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員とで、現地に
て聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、金融機関の残高証明書により確認し
ています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施しま
す。他法令による必要な許認可等については、道路法の許可について、今後、

申請をします。申請農地に挟まれた原野が併用地になります。
面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。
単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。
周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。
以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は、「許可相当」をもって県に進達することに決しました。

日程第5 議案第68号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。

議案第63号 「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和3年度 第4回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和3年7月27日。

【新規】

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字萩野2059番地	大津	大介
	譲渡人	白鷹町大字荒砥乙2777番地の1	梅津	美枝子

土地の表示

所	在	大字荒砥乙字元屋敷
地	番	2822番地1
地	目	畑

地積 435㎡
契約の種類等 賃貸借権の設定（10年）
賃貸期間 R3.7.27～R13.7.26
土地引渡時期 R3.7.27
対価（10a当り） 6,900円
他1件
説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますが
ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議がないので採決いたします。1番案件及び2番案件について、計画の
とおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり第4回白鷹町農用地利用集積計画を決定しま
した。

日程第6 議案第64号 「地積調査における登記簿上の地目が農地である
土地の地目変更について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案
理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。

議案第64号 「地積調査における登記簿上の地目が農地である土地の地目
変更について」白鷹町大字萩野地区内の地籍調査の実施に伴い、登記簿上農地
であるが現況が非農地と認められる土地について、農地から非農地に地目変更
することに同意を求める。

1. 調査区域 白鷹町大字萩野地区
2. 調査年度 令和元年度（現地調査）
3. 該当筆数 21筆
4. 詳細 別紙のとおり

別紙をご覧ください。

令和元年度現地調査 農地転用明細 大字：萩野

番号1	字	箇構
	地 番	3 4 7 8
	地 目	畑
	地 積	2, 509 m ²
	登記名義人	佐竹 てる子
	転用地目	原野・用悪水路
	区 分	全部
		他20件
		説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に当該案件は「現地調査」を行っておりますので、齋藤永治郎 農地部会長より、現地調査結果についての報告を求めます。

齋藤永治郎農地部会長 はい、議長。

議 長 はい、齋藤農地部会長。

齋藤永治郎農地部会長 地籍調査にかかる報告

令和3年7月21日、町建設課・地籍調査担当職員の案内のもと、私と児玉匡樹副部会長、地元委員の紺野正光農地利用最適化推進委員、橋本補佐により現地調査を行いました。

地目変更を予定している土地の現況の確認を行い、全員一致で「変更予定の地目のとおりで相違ない」と判断いたしました。

以上報告いたします。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり同意することに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件は提案のとおり同意することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これをもって、第14回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第14回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和3年7月26日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____